

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 5 月 定 例 会 ——

平成26年5月19日（月）

開催日時 平成26年5月19日（月） 午後2時00分～午後3時27分

開催場所 505会議室

出席委員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

坂本伸之 学務課長

小松正典 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

相澤良子 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

小林邦子 教育部参事

志村安 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員長職務代理者及び私、森井でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（7）は、個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○森井委員長

はじめに、委員報告事項を行います。

委員報告事項（1）平成26年度東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会について。山田委員長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○山田委員

委員報告事項（1）平成26年度東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会について、私から説明いたします。資料No.1をご覧ください。

5月22日に開催予定の第58回定期総会に先立ちまして、5月1日に東京自治会館において理事会が開催されました。

資料裏面の付議案件にあります、昨年度の事業報告及び歳入歳出決算が承認され、続いて今年度の事業計画及び歳入歳出予算（案）が可決されました。なお、今年度より八王子市の金山滋美委員長職務代理者が会長となること、また私、山田が常任理事になることを含めました、4件の人事案件も承認されました。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

（教育長報告事項）

○森井委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成２６年５月１日現在の児童・生徒数について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）平成２６年５月１日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級在籍児童を含めて９，００８人で、前年と比べ、全体の児童数は７３人の増でございます。

このうち通常の学級の在籍児童数は８，８８５人で、前年と比べ、６７人の増でございます。

また、特別支援学級在籍児童数は１２３人で、前年と比べ、６人の増でございます。

次に、中学校でございますが、特別支援学級在籍生徒を含めて生徒数は４，１６３人で、前年と比べ、全体の生徒数は９２人の減でございます。

このうち通常の学級の在籍生徒数は４，０８３人で、前年と比べ、９３人の減でございます。

また、特別支援学級在籍生徒数は８０人で、前年と比べ、１人の増でございます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（２）平成２６年度小平市立小・中学校移動教室の実施について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（２）平成２６年度小平市立小・中学校移動教室の実施についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

お手元に配付した各学校別の実施予定表のとおり、小学校につきましては、実施期間は、小平第二小学校、小平第六小学校の５月１９日から、小平第七小学校、花小金井小学校の７月２日までで、いずれも２泊３日でございます。実施場所につきましては、昨年に続き、長野県南佐久郡南牧村野辺山の「帝産ロッヂ」を利用いたします。

次に、中学校の移動教室でございますが、第３学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。１月１５日の小平第六中学校から、２月３日の小平第四中学校までの予定でございます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（3）平成25年度小平市立公民館事業実績について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）平成25年度小平市立公民館事業実績についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

公民館では、昨年度も全館で様々な講座を実施し、市民の皆様が自主的に学習するきっかけづくりと、講演会、音楽会、公民館まつりなどを開催し、市民の皆様の交流と活動の場を提供してまいりました。

資料の1ページの概説に各事業で取り組んだ内容を記載してございます。

詳細につきましては、屋敷中央公民館長より説明させます。

○屋敷中央公民館長

平成25年度公民館事業実績についてご説明いたします。資料No.4の1ページ、概説をご覧ください。

学級・講座でございますが、81コース、回数といたしましては692回実施いたしました。講座への応募状況は3,330人、受講者数は2,063人ございました。

以下、概説のとおりでございますが、高齢者学級は、中央公民館では、シルバー大学として平成25年度から1年間継続しての学習へと変更し、前年度の受講者を2年生として受け入れ、1年生との交流を図りながら実施しました。

また、平成25年度からは全ての分館で高齢者学級を開設し、高齢者の自己啓発、社会活動への積極的な参加、仲間づくり、交流の場を提供いたしました。

市民講座は教養、趣味、技術など、幅広いテーマを学習内容として実施いたしましたが、小川西町公民館においては、文部科学省の公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムとして、「地域で考える防災・減災入門講座」を実施し、地域の防災意識の向上に取り組みました。

パソコン講座も中央公民館での「ふるさと冊子編集プロジェクト」をはじめ、全ての分館で実施しました。また、平日に公民館を利用できない方に向けてのサタデー講座を実施したほか、家庭教育講座として、「親から子への生きる力のプレゼント」などや、女性の生き方、権利等に関する講座として、「ゼロから始める起業入門講座」などを実施しました。

このほかには、地域の同世代の連帯感を養う講座となるヤングセミナー、小・中学生を対象としたジュニア講座、軽度の知的障害のある青年を対象とした、けやき青年教室を実施しました。

講演会としては、時事問題などを取り上げるタイムリー講演会や、公民館まつり事業の一環としての「まつり講演会」を実施しました。また、音楽会としては、夏には親子を対象に、冬には一般を対象に実施いたしました。

なお、子どもの居場所づくり事業として、土曜子ども広場「友・遊」を実施しております。前年度に引き続き、「友・遊科学研究室」と題して、一般社団法人電気学会電気理科クラブの協力

により、理科の実験をテーマに実施いたしました。

また、公民館利用サークルの方々や大学生に講師を依頼し、世代間交流、地域交流を行っております。

出前映画館も引き続き実施しており、保育園や福祉施設等に出向き、延べ25回実施し、1,840人の方にご覧いただきました。

その他、学級講座のほか、市民学習奨励学級、公民館まつりなどを開催し、市民に活動の場を提供したところでございます。

全施設の利用者数といたしましては、49万1,688人となっております。

説明は以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（4）平成25年度小平市立図書館事業統計について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（4）平成25年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

前半1ページから14ページまでが蔵書及び利用統計で、15ページ以降は各事業の統計でございます。

平成25年度の貸出資料数は、平成24年度より2万7,000点ほど減少し、約151万点となりました。

その中でも中央図書館は、約3万5,000点の減少となっております。

これは、昨年度に引き続き、仲町図書館が休館になったことが主な原因と考えております。

休館により、これまで仲町図書館を利用されていた方が中央図書館を利用される傾向があり、平成24年度は、前年度に比べ中央図書館の貸出資料数が約6万点の増となっており、これは、従来の仲町図書館の資料貸出の約2分の1に相当いたします。しかしながら平成25年度につきましては、前年度ほどの利用がなかったものととらえております。

所蔵資料数は119万9,000点ほどで、昨年度より約1万5,000点増加しておりますが、この中には新仲町図書館用としてのICタグを貼付した約5,000点の資料が含まれております。予約件数はインターネットからの受付が開始されて以来、増加傾向にあり、平成25年度は約1万件増加し、年間では約31万3,000件となりました。また、昨年11月から「国分寺市との図書館相互利用」を開始し、3月までの5か月間で約2,900冊の貸出利用がありました。

後半22ページ以降が講演会・講座・家族一日図書館員・展示等の行事統計となっております。

また、施設につきましては、仲町公民館・仲町図書館の解体工事及び改築工事に着手し、現在

も継続して行い、9月末に完成する予定であります。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（5）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは、4件でございます。うち新規申請は2件でございます。

受付番号（9）と受付番号（10）は、いずれも学び舎江戸東京ユネスコクラブが主催する事業でございます。学び舎ユネスコ活動展示会・発表会は、昨年の会の創立以来行ってきた様々な活動の内容を紹介するものでございます。学び舎ユネスコ文化講演会は、原発について学ぶ内容の講演会でございます。

その他の2件はいずれも毎年承認しているものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（4月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（6）事故報告Ⅰ（4月分）についてを報告いたします。

4月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.7のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

それでは事故報告Ⅰ（4月分）について、ご報告いたします。

交通事故は管理下、管理外とも0件でした。一般事故は全て管理下になります。

小学校は休み時間・放課後等で1件、授業中に2件、中学校は0件でした。

年度当初の事故を懸念しておりましたが、各学校ともスタート時に十分指導を行い、今月は合計3件と事故は少なくなっています。

その中で、②の詳細をご報告いたします。4月11日の午前10時50分ごろ、体育館において体育の授業準備をしていたところ、担任にけがをしたと児童から訴えがありました。担任は他の児童に集合するよう指示を出し、児童とともに保健室に向かいました。担任が戻ってくるまでの間に、小さい三角コーンを飛び越していた児童と、スケートのまねをして走っていた児童が近づきました。走っていた児童がもう一人の児童に気がつき、ぶつかるのを避けようとして止まりましたが、止まり切れず、しりもちをついて倒れた後に右ひじを床に打ちました。

体育館に戻ってきた担任は当該児童が泣いていることに気がつき、保健室に連れて行きました。当日は養護教諭が不在でしたので、担任が患部を冷やすとともに湿布をし、管理職にも状況を報告しました。複数の教員で様子を確認しましたが、右ひじが曲げられない様子で痛がっているので、保護者に連絡をして、病院の受診を行うことにいたしました。午前11時40分ごろ、母親に迎えに来ていただき、その後の病院の診断の結果、右肘上上腕部の骨折と診断されました。

翌日の土曜日には校長と担任が改めて家庭訪問をして、学校でけがをしたことについて謝罪をいたしました。また、学級の児童に状況の詳細を確認した上で、15日火曜日には電話で事故の状況を再度報告。さらに詳細を22日火曜日の夕方に保護者とお会いしながら、改めて経緯の報告と再発防止、学校生活での配慮事項等を話し合いました。学校では日ごろから教員の指示なく勝手に遊んだり走ったりしないよう指導しておりましたが、今回集合しておくよう声をかけたものの、徹底ができていませんでした。学校では管理職が再発防止に向け、職員に指導しております。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

では、ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

教育長報告事項（3）平成25年度小平市立公民館事業実績について、質問させていただきたいと思います。

毎年たくさんの事業などを行っていただきまして、まことにありがとうございます。その中で2ページ一番下の土曜子ども広場「友・遊」について、平成14年度から中央公民館で始めた事業ということでございますが、事業開始から約10年間での、児童の利用率の変動についておわかりでしたら、お教えいただきたいと思います。

○屋敷中央公民館長

平成14年度からではございませんが、平成19年度からの資料が手元にありますので、ご

紹介させていただきます。

平成19年度は大人を含めた参加者数が3,407人、20年度が3,279人、21年度が3,421人、22年度が3,813人、23年度が4,127人、24年度が4,849人という状況になってございます。

以上でございます。

○山田委員

ありがとうございます。ゆとり教育という形になってからも、土曜日の子どもたちの居場所づくりということで、これだけの利用者があり、ありがたく思っています。今後とも、様々な改良の検討をしていただければと思います。

○森井委員長

このことに関して、ほかにご質問ございましたでしょうか。

○三町委員

同じく公民館事業の内容です。講座の中で、高齢者学級とありますが、20ページのアンケートを見ると、実際に利用者の6割が60歳以上の高齢者ということで、非常に価値のある講座だろうと思っています。

そういう意味でお聞きしたいのは、この講座は全館で開催されたということですが、館によって応募が定員割れしたり、逆に定員をオーバーするというような状況はあるのか、あるいは何か地域によって参加する方の年齢的なバランスなどが崩れているようなことはないか、教えていただきたいと思います。

○屋敷中央公民館長

地域によって対象、ニーズが異なるというわけではなく、どちらかという講座のテーマによって応募状況が変わってきまして、健康関係のテーマにすると、比較的申し込み数が多いという状況になってございます。

○三町委員

そうしますと、先ほどの説明の中で、地域の防災・減災入門講座を開いたということでしたが、それに対する応募が少ないというのは、それはやはりニーズ、興味、関心の部分で差が出たということですね。

いずれにしても、こういった講座を継続的にやっていくことは非常に大事だと思いますので、ぜひ成果を出していただきたいと思います。

以上です。

○森井委員長

私もこのことに関して1つご質問をよろしいでしょうか。

主催講座に関するアンケート調査というのは毎年とられているかと思いますが、そのアンケート調査の結果を次年度の事業なりに反映されて、新しい講座ができたというようなことや、また今年度の結果を受けて、何か考えているものがありましたら教えていただきたいと思います。

○屋敷中央公民館長

このアンケートというのは、講座に参加された方が講座修了後に行ったアンケートでございます。また、毎年公民館講座のための意見交換会というのをやってございまして、そこで利用者、それから一般市民の方からもご意見をいただいております。それらを参考にして、講座を企画しているわけでございますが、今年度に関して言えば、平成25年度に意見をいただいた中では、男性の料理ということがございました。定年後の男性はなかなか料理をすることがないということで、連れ合いの女性のほうから、家事をやってくれないので自分が外に出られないといったような意見が2～3か所くらいでございましたので、男性の料理をテーマとした講座を何か所かで設けている状況でございます。

以上でございます。

○森井委員長

そのように市民の方のご意見を、講座にどんどん取り入れていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに、このこと以外でご質問ございますでしょうか。

それでは私から、小学校の移動教室ですが、昨年度から帝産ロッヂを利用しているわけですが、昨年度利用した学校から、感想等が寄せられておりましたら教えていただきたいと思います。

○坂本学務課長

移動教室の実施後、移動教室運営委員会のほうでアンケートをとっております。この中で、バイキング形式の食事について、食物アレルギーに関するご意見も出てございました。

学校側からは、施設のほうで食物アレルギーのある児童に対する配慮をしてもらって感謝しているという意見がございました。具体的な内容としては、直接保護者に連絡をしてもらえたであるとか、あるいは料理にアレルギーに関わる食材名を書いた札を立ててもらえて助かったであるとか、そういった意見がございました。

またバイキング方式ということで、好き嫌いとか、食べる量に差が出てしまうのではないかとご意見もございましたが、これについては各校で事前指導を徹底するなどの考えが出されておりました。

○森井委員長

ありがとうございました。今、食物アレルギーのお話がありましたが、やはり給食のほうで細心の注意を払っていただいていますので、楽しい移動教室で、食物アレルギーに関して何かしらの事故というのが起きないように、より細かい注意を払っていただきたいと思いますので、今年度の実施の際にも、くれぐれもよろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。

○高槻委員

事故報告で、4月ですから、新しい環境で生活を始めたり、あるいは新しい学年になって、違う生活が始まったりする時期ですが、事故が非常に少なかったことは大変良かったと思います。先生方、あるいは事務局からのアドバイス等が良かったのかと思います。お礼申し上げます。

○森井委員長

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

では、以上で教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○森井委員長

次に、協議事項(1)平成26年度小平市教育委員会表彰についてを議題といたします。

関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

協議事項(1)平成26年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。資料No.9をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状または表彰状を贈呈するものでございます。

今年度の感謝状贈呈の候補者は、校長退職者1名、副校長退職者2名、青少年委員5名、スポーツ推進委員2名、学校経営協議会委員1名、学校経営協力者15名、教育相談員1名、学校医1名、学校歯科医1名の計29名でございます。

なお、表彰式は、6月19日、木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○森井委員長

では、このことにつきまして、ご質問、ご意見等をいただきたいと存じますが、「被表彰候補者一覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など、概要について何かございましたら、お願いいたします。

○三町委員

確認です。この被表彰候補者一覧に載っている方は4年なり、5年以上在職されて退職した方がもれなく載っているということよろしいのでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

今お話の規程第2条第3号に該当する方でございますが、主管課で辞令、もしくは委嘱をしておりますので、確認の上、推薦をいただいているものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

ほかにごございますか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、「被表彰候補者一覧」につきましてのご質問、ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

以上で協議事項（1）を終了いたします。

（議案）

○森井委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第10号、平成26年度教育予算の補正の申出について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第10号、平成26年度教育予算の補正の申出についてを説明いたします。

本案は、市議会6月定例会提出議案の原案として、教育予算に係る補正を市長に申し出るものでございます。

補正の内容でございますが、歳入につきましては、教育債で6,010万円を増額いたします。歳出につきましては、社会教育費で7,114万5,000円を増額いたします。

歳入及び歳出の増額理由でございますが、仲町図書館・公民館整備事業において、工事にかかる労務費・材料費等の上昇により、改築工事費が増となることによるものでございます。

以上でございます。

○森井委員長

質疑に移ります。ご質問ございますか。

○山田委員

このことについて、1点確認をさせていただきたいと思います。

2月の定例会のときに予算案を提出していただきましたが、今回の補正は農林水産省及び国土交通省がこの2月からの公共事業の工事費の積算に用いるための公共工事設計用労務単価を改訂したことによるものということで間違いございませんでしょうか。

要は、2月の定例会には農林水産省及び国土交通省のものが間に合わなかったということで、間違いございませんでしょうか。

○湯沢中央図書館長

国土交通省等の通知が、平成26年1月30日付ということでして、26年2月1日に公共工事設計用労務単価の改正が行われたという動きがありましたが、今回補正をお願いするのは、この4月1日以降に係る部分ということに内容的にはなっております。

○山田委員

ありがとうございました。

○森井委員長

ほかにごございませんか。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第10号、平成26年度教育予算の補正の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第11号、小平市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、及び、議案第12号、小平市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については関連する議案でございますので、一括して取り扱います。

関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

○関口教育長

議案第11号、小平市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、及び議案第12号、小平市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については関連する議案のため、一括して説明いたします。

本案は、「小平市のスポーツ振興の基本方針」に基づきまして、小平市民総合体育館の管理運営につき、指定管理者制度の導入を予定していること、及び利用者サービスの向上を図るため、利用日及び開館時間を延長することに伴い改正するもので、市議会6月定例会の提出議案として、市長に申し出るものでございます。

改正の主な内容でございますが、第1点目は市民総合体育館の利用日、及び開館時間を延長するもの、第2点目は体育館使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度を導入するもの、第3点目は体育館の管理に関する業務等を指定管理者に行わせることができる旨を規定するものでございます。

なお、利用時間の延長や団体利用の時間枠の拡大などは、規則で定めることから小平市民総合体育館条例施行規則の改正をあわせて行うものでございます。

詳細につきましては、小島体育課長から説明させます。

○小島体育課長

それでは、小平市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定の申出、及び同条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。

改正の趣旨についてでございます。平成22年3月に策定いたしました「小平市のスポーツ振

興の基本方針」に基づき、平成27年4月から市民総合体育館の管理・運営について、指定管理者制度の導入を予定していること、あわせて体育館利用者のサービス向上を図るため、開館日を増やし、開館時間を延長することや、公の施設である体育館の使用料を指定管理者の収入とする利用料金制度を適用することなどから、小平市民総合体育館条例及び同条例施行規則の改正を行うものでございます。

条例の一部改正でございますが、条例新旧対照表をご覧ください。

第3条、第4条では、「委員会が特に必要があると認めるときは」の文中の「認めた」を「認める」に改める字句訂正。休館日を2日間減らすことで、利用日を拡大するとともに、開館時間を開始30分、終了30分の計1時間を延長するように改めることで、サービスの向上を図ります。

第7条、第8条、別表（第7条関係）備考では、「使用料」を「利用料金」に改め、別表に定める金額を上限として、利用料金及び回数券の交付を指定管理者が定められる旨を規定するものでございます。

第14条では、市民総合体育館の管理に関する業務を指定管理者に行わせることができるものとする規定を加え、委員会や指定管理者などの読替えを規定するものでございます。

次に、条例施行規則の一部改正でございますが、条例施行規則新旧対照表をご覧ください。

第5条第2項では、定期利用団体の受け付けを指定管理者制度の導入に合わせて、他の団体同様に公共施設予約システムでの受付に統一するため、この規定を削除するものでございます。

第8条から第11条と、第13条では、条例の一部改正と同様に、「使用料」を「利用料金」に改めます。

第16条では、指定管理に関する読替えとして「委員会」を「指定管理者」に、「小平市教育委員会」を「小平市指定管理者」に読み替えます。

第17条では、使用料の徴収に関する準用規定として、万が一指定管理者が継続できなくなった場合に市の直営となるため、「利用料金」を「使用料」に読み替えるものでございます。

別表第1（第3条関係）では、個人利用の場合の利用時間の午前9時から午後9時30分を規定しているところ、午前8時45分から午後9時35分に改め、時間を20分延長し、団体利用の時間枠を4区分から5区分に1区分増やすことで、利用者ニーズに応え、サービスの向上を図るものでございます。

また、別記様式第1号と、別記様式第4号から第6号では、「使用料」を「利用料金」に改め、別記様式第7号及び第8号では、「使用料」を「利用料金」に改めるほか、加えて「既納使用料」を「既納利用料金」に改めるものでございます。

この市民総合体育館条例及び同条例施行規則の施行日は、平成27年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

質疑に移ります。何かご質問ございますか。

○関口教育長

この時期に条例改正、規則改正をする必要性というのは十分に理解していますが、施行が来年の4月1日で、それまでに手続的には業者選定を行い、またさらにその議決をもらわなければならない。例えば何かの理由で、4月1日に間に合わなかった場合、条例を改正してしまっているわけですから、そういったときの手当というのは考慮に入っているのでしょうか。

○小島体育課長

そういったことがないのが一番でございますが、平成27年4月から指定管理者に移行していくということで、今年9月の指定管理者を審査いただく委員会での結果を踏まえて、改めて指定管理者を指定する議案を12月に提出する予定でございます。万が一審査結果が良くない場合については、またその時点で調整することになりますが、平成27年4月1日に間に合うような形で取り組みたいと考えてございます。

以上でございます。

○三町委員

指定管理者制度の導入によって期待されることは、サービスの向上ということで、物理的などころでは開館時間が延長されていますが、料金のところで、これを読んでみますと、別表の金額を上限としてという表現になっておりまして、ここで期待されるものとしては、上限ということならば、もしかしたら利用料金が少し下がるのかということがあるのですが、例えば、ほかの自治体でこういった指定管理者制度を導入して今までよりも利用料金が下がるというケースはあったのでしょうか。

○小島体育課長

他市において、指定管理者制度導入にあわせて減額するということはあまりないものと思っております。ただ、市によっては既に高齢者や障害者の方への免除、減額を行っているところはございます。小平市においては現在回数券を交付しておりまして、10枚券に1枚加えて11枚券で交付しております。今後、指定管理者との協議においては高齢者や障害者の方に、その回数券を若干増やした形での交付ということも考えてもらえるものと思っております。

○三町委員

文章表現に関して、利用料金については上限という言い方で、回数券については数字として出てこないで、交付することができるということで、やらないということもあり得るので、少し見えづらい部分もあるのですが、基本的にはプラスの方向で、ぜひ進めていただけたらと思います。

以上です。

○森井委員長

ほかにございませんか。

では、私から1点よろしいでしょうか。開館時間が午前8時30分から午後10時までに新しく時間の枠が広がるということですが、旧のほうでは利用時間と開館時間が同じなのに対して、新の方では開館時間が8時30分から10時であるにもかかわらず、利用時間は8時45分から9時35分までとなっています。この点についてご説明をお願いします。

○小島体育課長

今、委員長がおっしゃったように、現段階では午前9時から午後9時半ということで運営しておりまして、終わりの午後9時半には体育館を出ていただいております。そこをこの指定管理者導入に際しては、開館時間の午前8時30分から15分で準備をしていただき、午後9時35分まで利用いただいて、残り25分でシャワーや着替え、片付けなどをして出ていただくように規定を改めたものでございます。

○森井委員長

定期利用団体の方も一般の方と一緒に申し込みをするということですが、定期団体の方に対して丁寧の説明する機会は設定していらっしゃるのでしょうか。

○小島体育課長

定期利用団体の方には、これまで3年くらいかけて定期利用団体制度の見直し等、最終的には廃止というご説明をさせていただいてきました。市民総合体育館も外部体育施設も含めてですが、以前は体育館に来ていただかないと申し込みができず、市内でも体育館から遠い方からは不公平ではないかという意見もありましたので、平成18年から公共施設予約システムで申し込んでいただけるようにシステムを導入いたしました。この定期利用団体制度というのは、半年以上利用実績がある団体について、平日に限り年間を通じて申し込みを受け付けるという制度ですが、平成18年に予約システムを導入したことで、改めてこの指定管理者導入にあわせて廃止させていただくということをして3年間かけて定例会議の中で説明してまいりました。

○森井委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

○関口教育長

利用時間について細かく規定をしたわけですが、ほかの公民館や図書館などの利用と整合性を

保たせるのか。それとも、指定管理だからこのように細かく規定をしたのか。議会等でも齟齬がないように説明できるようにしていただきたいと思います。

○森井委員長

では、ございませんね。

ーなしの声ありー

○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第11号、小平市民総合体育館条例の一部を改正する条例の制定の申出について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第12号、小平市民総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。3時10まで休憩いたします。

午後2時53分 休憩